

奈良県情報公開条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年三月三十一日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県条例第七十三号

奈良県情報公開条例の一部を改正する条例

奈良県情報公開条例（平成十三年三月奈良県条例第三十八号）の一部を次のように改正する。

第七条第二号ウ中「第二条第二項」を「第二条第四項」に、「特定独立行政法人」を「行政執行人」に改める。

附 則

この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。